

参 考 资 料

害者居宅生活支援事業についての都道府県知事の報告の徴収等に関する規定及び同法第五十条の三の四第一項の規定による精神障害者居宅生活支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用しない。

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五号）	第四条の二第二項から第四項まで、第五条の二、第七条第二項から第三項まで、第八条第二項から第十項の二規定によつて行われる事務
(略)	(略)

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五号）	第四条の二第二項から第四項まで、第五条の二、第七条第二項から第三項まで、第八条第二項から第十項の二規定によつて行われる事務
(略)	(略)

<p>2 (略)</p> <p>(障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税 価格の計算の特例)</p> <p>第四十条の十九 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第七十一条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 児童相談所、知的障害者福祉法第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉法第六條第一項に規定する精神障害者福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第九條に規定する障害者職業センターの判定により知的障害者とされた者</p> <p>二 (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税 価格の計算の特例)</p> <p>第四十条の十九 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第七十一条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 児童相談所、知的障害者福祉法第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第九條に規定する障害者職業センターの判定により知的障害者とされた者</p> <p>二 (略)</p> <p>6・7 (略)</p>
---	---

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）

（傍線の部分は改正部分）

（第五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（特定社会福祉事業） 第二条 法第五号に規定する政令で定める社会福祉事業は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三第一項の規定による届出がなされた回法第五十条の三の二第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業とする。</p>	<p>（特定社会福祉事業） 第二条 法第五号に規定する政令で定める社会福祉事業は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定による届出がなされた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業とする。</p>